

令和元年5月20日
和歌山行政監視行政相談センター

まつしま ふ き こ 行政相談委員の松島富紀子さんが叙勲(瑞宝双光章)受章

行政相談委員の松島富紀子さん(和歌山市担当)が、令和元年5月21日発令の春の叙勲において、長年にわたる行政相談活動の顕著な功績(行政相談功労)により叙勲を受章されることとなりました。

伝達式は、令和元年5月28日(火)に、グランドプリンスホテル新高輪(東京都)で行われます。

和歌山県内の行政相談委員の叙勲受章は、平成28年の秋の叙勲以来となります。

受章委員のプロフィール

まつしま ふ き こ
松島 富紀子 委員

- 1 住 所：和歌山市北島33
- 2 生年月日(年齢)：昭和13年6月10日(80歳)
- 3 行政相談委員歴(委嘱期間)：平成9年4月～現在(22年1月)
- 4 和歌山行政相談委員協議会会長歴：平成29年4月～現在

(注1) 年齢及び委嘱期間は発令時点(令和元年5月21日)。

(注2) 和歌山行政相談委員協議会は、県内の行政相談委員(60名)で構成。



行政相談委員としての活動

- ・ 一般の人が利用しやすい和歌山市内のショッピングセンターにおいて、毎月1回、定例相談所を開設。
- ・ 地元の民生委員児童委員協議会等での行政相談懇談会や小学校での出前教室を積極的に開催。
- ・ 市役所の支所や地元自治会などの各種団体に働きかけ、ポスターの掲示や一日合同行政相談所広報用チラシの配布をしてもらうなど、行政相談及び行政相談委員制度の周知に大いなる貢献。

<相談の例>

地元の小学校に通う児童の保護者たちから、小学校付近の道路に信号機を設置してほしいとの相談を受けた。相談内容を関係行政機関に連絡したところ、信号機が設置されることになった。より安全に児童が通学できるようになり、保護者や小学校関係者に喜ばれた。



(連絡先) 行政監視行政相談課(奥田)
電 話：073-431-8221
FAX：073-436-5899
E-mail：wakay30@soumu.go.jp

1 行政相談とは？

「総務省設置法」(平成 11 年法律第 91 号)に基づき、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受付、公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、それを通じて行政の制度及び運営の改善を図るものです。



行政相談シンボルマーク

2 行政相談委員とは？

「行政相談委員法」(昭和 41 年法律第 99 号)に基づき総務大臣から委嘱された民間の有識者(ボランティア)で、全国に約 5,000 名、和歌山県下には 60 名(各市町村に 1 名以上)が配置されています(令和元年 5 月 1 日時点)。

3 和歌山県内の行政相談件数(平成 30 年度実績)

平成 30 年度における県内での相談件数は 1,990 件(①+②)でした。

- ① 行政相談委員が対応した件数： 1,062 件 (53.4%)
- ② 総務省和歌山行政評価事務所が対応した件数：928 件 (46.6%)

和歌山県内の行政相談委員は 例えばこんなご相談に対応しました

相談内容

衆議院議員総選挙と、同時に実施される最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の開始日が異なっています(注)。

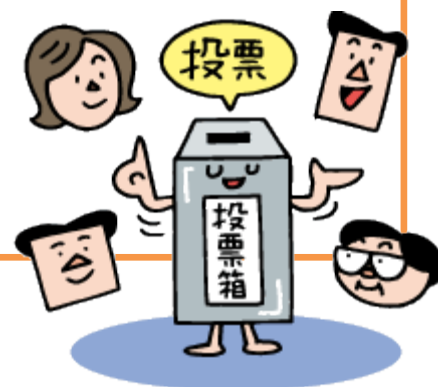
先の衆議院議員総選挙の際にも、まず衆議院議員総選挙の期日前投票のみを行い、後日改めて国民審査の期日前投票を行った方がいたと聞き、国民に大きな負担を強いていると感じました。

国民に負担を強いている現状に鑑み、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票日を統一できないのでしょうか。

改善状況等

総務省行政評価局は、公職選挙法を所管している総務省自治行政局に対し、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票の開始日を統一するようあっせんしました。

その結果、総務省自治行政局から、法案のとりまとめを含め早期に対応していきたいとの回答を受領しています。



(注) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 48 条の 2 において、衆議院議員総選挙は公示のあった日の翌日から、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和 22 年法律第 136 号)第 26 条において、最高裁判所裁判官国民審査は投票日の 7 日前から期日前投票できると規定されています。